

令和2年10月5日
財務局建築保全部

「受注者希望型週休2日モデル工事」の試行について

東京都財務局建築保全部では、発注者が指定する「週休2日モデル工事」を平成28年度から試行してきましたが、令和2年度から、受注者の希望に応じて試行する「受注者希望型週休2日モデル工事」を行い、建設現場の週休2日の取組、働き方改革を一層推進します。

試行にあたっては、『財務局建築保全部「受注者希望型週休2日モデル工事」試行実施要領』※により実施します。

試行対象

グラウンド工事及び解体工事並びにその他の工事において指定する工事

適用

令和2年10月に公表する案件から適用する。

※本要領は、次頁以降及び東京都財務局のHP「建築工事と建物保全」の「その他」の欄に掲載する。

【問合せ先】財務局建築保全部技術管理課（直通）03-5388-2811

財務局建築保全部「受注者希望型週休2日モデル工事」試行実施要領

第1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、公共工事の品質確保のための担い手の育成に係る取組を実施しているところである。

本試行実施要領は、財務局建築保全部における週休2日の取組において、受注者の希望に応じて「受注者希望型週休2日モデル工事」（以下「週休2日モデル工事」という。）を行うために必要な事項を定める。

第2 用語の定義

1 週休2日

「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する休日（以下「東京都の休日」という）に現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行った状態をいう。

2 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

3 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

4 4週8休以上

4週の間、4日以上を東京都の休日に現場閉所等を実施し、かつ、現場閉所等の日数の割合（以下「現場閉所・現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所・現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所についても現場閉所日数に含めるものとする。

5 4週7休以上4週8休未満

4週の間、4日以上を東京都の休日に現場閉所等を実施し、かつ、現場閉所・現場休息率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の水準に達する状態をいう。

6 4週6休以上4週7休未満

4週の間、4日以上を東京都の休日に現場閉所等を実施し、かつ、現場閉所・現場休息率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の水準に達する状態をいう。

第3 試行実施対象工事

本試行実施要領は、グラウンド工事及び解体工事並びにその他の工事において財務局建築保全部技術管理課長が定める工事に適用する。

第4 積算方法等

1 積算方法

週休2日を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費）を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。労務費の補正率は、特記仕様書に添付の「受注者希望型週休2日モデル工事の実施に係る積算方法等について」（以下、「積算方法等について」という。）を参照する。

2 現場閉所等の状況

週休2日の現場閉所等の達成を原則とし、週休2日を達成できない場合に、現場閉所等の状況が以下のいずれに該当するかを確認する。

- ① 4週8休以上
- ② 4週7休以上4週8休未満
- ③ 4週6休以上4週7休未満
- ④ 4週6休未満

3 変更方法

受注者が週休2日の取組を希望し、工事に着手したが、週休2日を確保できなかった場合、現場閉所等の状況が、2②から④の場合には、「積算方法等について」にあるとおり労務費の補正係数を変更して工事費を積算し、工事請負契約書第23条の規定に基づき契約金額を変更する。なお、現場閉所等の状況が4週8休以上の場合は、労務費補正分の減額変更は行わない。また、受注者が週休2日の取組を希望しない場合（工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものを含む）については、すみやかに契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

第5 対象工事である旨等の表示

発注者は「受注者希望型週休2日モデル工事」である旨を起工書及び案件公表時の資料に明示する。なお、特記仕様書第1編1.6に、『本工事は、「受注者希望型週休2日モデル工事」であり、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する。詳細は、受注者希望型週休2日モデル工事試行実施要領を参照する。また、積算方法については、別添「受注者希望型週休2日モデル工事の実施に係る積算方法等について」による。』と記載する。

第6 週休2日に取り組む旨の協議

監督員は、受注者が週休2日の取組を希望するか否かについて、工事着手前に、協議・報告等（統一様式26）で報告を求める。

第7 現場閉所等の確認方法等

受注者が、週休2日の取組を希望した場合、以下の事項について確認若しくは実施する。

1 現場閉所等の確認方法

(1) 工事着手前

- ・監督員は、現場閉所等の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所等の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所等の状況等を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所等の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所等の日数を確認する。
- ・受注者は、監督員による現場閉所等の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所等の日を記載し、監督員に提出する。

(3) その他留意事項

- ・現場閉所等の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督員は、現場閉所等の前日などに、現場閉所等の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

2 週休2日モデル工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に、週休2日モデル工事である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。

3 適正な工期の確保

工期に関する基準（令和2年7月20日付中央建設業審議会決定）に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。特に新築・改築・増築工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

4 下請契約の見積り

週休2日モデル工事の実施にあたり、工期や契約金額等について、下請けへのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う週休2日モデル試行対象工事である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等（下請けとの契約書の写し、下請契約の見積書等）により監督員が確認する。

5 工事成績評定

週休2日を達成した場合は、工事成績評定に当たり、「現場管理」「工程管理」「4 定められた作業時間を超えた作業はほぼなく、工期内に完成した」の項目で評価する。

第8 アンケートの実施

週休2日モデル工事を実施する場合は、アンケートを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討する。また、受注者が週休2日の取組を希望しない場合は、その理由を把握する。

附則（令和2年8月31日付 2財建技第120号）

この要領は、令和2年9月1日以降起工（決定）する案件から適用する。